

表 1

各居住部分の床面積が 18 m^2 以上 25 m^2 未満の場合における登録基準に関する金沢市の運用方針	
(1) 規模基準	原則として居間、食堂、台所等の共同利用部分の面積の合計が、各住戸専用部分の床面積と 25 m^2 の差の合計を上回ること。 食堂については、入居者全員が一同に食事ができる面積を確保すること。 共同利用部分には、共用階段、共用廊下、エレベーター、エレベーターホール及び特定の者が利用する部分(管理人室、食事の提供サービスのための厨房等)は含まない。
(2) 設備基準 (共同の台所)	原則として各階に1カ所毎に設けることとする。 ただし、階段を使わずに利用でき、入居者数(定員)に応じ適正に配置される場合であればこの限りでないものとし、高齢者居宅生活支援サービスとして、食事の提供が行われる場合には1カ所以上を確保すること。
(3) 設備基準 (住戸内に収納設備を備えていない 収納設備)	階段を使わずに利用できる位置に各居住部分に収納設備を備えていない戸数分以上設置すること。(施錠できるものが望ましい。)
(4) 設備基準 (共同浴室)	階段を使わずに利用できる位置に設置する。 概ね10人につき1箇所以上設置することとする。 なお、同時に複数人が利用できる場合のものは、上記と同等の利用が可能であること。

表 1 の基準を確保した上で入居者の生活上、最低限確保すべき各室の面積算定等

表 2

室名等	面積算定等
居間	概ね1人当たり 0.6 m^2 以上 最低、概ね6畳(10 m^2)以上とする。 ただし、食堂にテレビなど団らん、談話のための設備がある場合は設置する必要はない。
食堂	概ね1人当たり 1.5 m^2 以上 最低、概ね8畳(13 m^2)以上とする。
台所	概ね1人当たり 0.5 m^2 以上 最低、概ね3畳(5 m^2)以上とする。
その他	共用トイレ、ランドリー、応接室など必要に応じて確保されていることが望ましい。